別表八の二の記載要領第一一号中「「左のうち益金の額に算入される金額　㉓」及び「左のうち益金の額に算入される金額　㉗」」を「「左のうち益金の額に算入される金額　㉔」及び「左のうち益金の額に算入される金額　㉘」」に改める。

別表九㈠の表中「受取配当等の益金不算入額（別表八（一）「14」若しくは「29」又は別表八の二「29」）」を「受取配当等の益金不算入額（別表八（一）「15」若しくは「31」又は別表八の二「30」）」に、「所得金額合計又は個別所得金額仮計（別表四「35の①」又は別表四の二付表「44の①」）」を「所得金額合計又は個別所得金額仮計（別表四「34の①」又は別表四の二付表「43の①」）」に改める。

別表十㈠の表、別表十㈡の表及び別表十㈢の表中「所得金額仮計又は連結所得金額仮計（別表四「26の①」又は別表四の二「35の①」）」を「所得金額仮計又は連結所得金額仮計（別表四「25の①」又は別表四の二「34の①」）」に改める。

別表十㈣の表中「租税特別措置法施行令第34条第３項、第４項若しくは第10項又は第39条の88第３項、第４項若しくは第10項により控除する金額」を「租税特別措置法施行令第34条第４項、第５項若しくは第12項又は第39条の88第３項、第４項若しくは第11項により控除する金額」に、「所得基準額 (8)×50/100」を「所得基準額 (8)×40又は50/100」に、「所得金額総計又は個別所得金額仮計（別表四「41の①」又は別表四の二付表「49の①」）」を「所得金額総計又は個別所得金額仮計（別表四「40の①」又は別表四の二付表「48の①」）」に改め、同表の記載要領第１号中「第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）」の次に「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第３号において「平成25年旧措置法」という。）第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）」を、「第68条の61（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）」の次に「若しくは平成25年旧措置法第68条の61（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）」を加え、同第一一号㈠中「第34条第１項第３号若しくは第９項第３号」を「第34条第２項第３号若しくは第11項第３号」に、「第39条の88第１項第３号若しくは第９項第３号」を「第39条の88第１項第３号若しくは第10項第３号」に改め、同第四号を同第五号とし、同第三号を同第四号とし、同第一一号の次に次の一号を加える。

3　「所得基準額 (8)×40又は50/100 (9)」の欄は、租税特別措置法第58条第１項若しくは第68条の61第１項又は平成25年旧措置法第58条第２項若しくは第68条の61第２項の規定の適用を受ける場合には「40又は」を消し、租税特別措置法第58条第２項又は第68条の61第２項の規定の適用を受ける場合には「又は50」を消すこと。

別表十㈤を次のように改める。